

## こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)が始まります

### こども誰でも通園制度とは？

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象として、保護者の就労要件を問わず、一定時間保育所等に通えるもので、全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化するために創設され、集団生活を通じてこどもの成長を促す制度です。

### ◎いつから始まるの？

令和8（2026）年4月から

### ◎対象者は？

0歳6か月～満3歳未満（誕生日の2日前まで）の保育所・認定こども園等に在籍していない乳児等

### ◎利用時間は？

1人あたり月10時間が上限

※複数施設を利用した場合、全施設の合計利用時間で月10時間が上限となります。

※ひと月の上限が10時間であり、未利用分を翌月に繰り越すことはできません。

### ◎利用料金は？

世帯の種別	1時間当たりの利用料（1人）	1時間当たりの減免額（1人）
一般の世帯		—
※生活保護世帯		300円
※市町村民税非課税世帯		240円
※市町村民税所得割77,101円未満の世帯		210円
※その他支援児童がいる世帯		150円

※減免制度があります。国の制度変更により利用料金や減免制度が変更となる場合があります。

### ◎どこでやるの？預けられる時間は？

紫波町では紫波町立古館保育所で実施します。

お預かり時間は次のとおりです。

平日 ① 9:00～11:00 ② 15:00～17:00

※昼食、お昼寝の時間はお預かりできません。

※12月29日～1月3日まではご利用いただけません。

## 【利用の流れ】

利用するためには、利用認定申請が必要となります。

また、予約等はこども家庭庁の「こども誰でも通園制度総合支援システム」での手続きとなります。

### ※年度初めのみ

- ・申請書、健康状態申告書を町こども課へ提出

### 利用認定申請



### 利用者資格の確認・審査・認定



### 利用者用アカウント発行

- ・町で審査、認定します

認定後、認定通知とシステム利用者用アカウントを発行します。

※申請からアカウントの発行までは  
2週間程度を要します

### 利用希望事業所への事前面談の予約



### 事前面談



### 利用予約



### 当日の利用

「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて利用者が手続きする必要があります

- ・子どもの普段の様子や保護者の意向等を保育施設職員がうかがいます

- ・施設利用予約は、システムにて利用者が行います  
(事前面談を終えた施設のみ予約可能)

- ・利用料は施設において現金でお支払いとなります  
※無断キャンセルの場合、キャンセル料が発生し、利用時間が消費されます